平成２８年（フ）第７０５号
埼玉県戸田市大字新曽1752番地の１
債務者　有限会社ニューラーメンショップドモン
代表者取締役　土門　信彦
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保村康史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
愛知県安城市新明町１番地３
債務者　東海エコ工業株式会社
代表者代表取締役　酒井　文代
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午後２時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９６２号
大阪府八尾市弓削町南２丁目41番地
債務者　一般財団法人健康管理・開発センター
代表者代表理事　時田　繁治
１　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野城　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４８号
東京都江東区東陽４丁目８番10号西本ビル２階
債務者　株式会社トラベル出版
代表者代表取締役　高須　康次
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗原千亜希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時45分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６１号
横浜市保土ケ谷区東川島町69―８番上星川三和プラザⅡ307号
債務者　有限会社荒井設備工業
代表者取締役　荒井　　徹
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬川　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９９号
愛知県豊明市阿野町西ノ海戸７番地１
債務者　株式会社リベル
代表者代表取締役　前田　茂樹
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　佐織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午前10時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１９号
広島市中区舟入南３丁目18番10号
債務者　株式会社フット
代表者代表取締役　天倉　輝美
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向井　　良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前11時
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４２号
新潟県燕市吉田水道町４番30号
債務者　株式会社みやと食品
代表者代表取締役　阿部三男治
１　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前10時
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５３号
大津市瀬田大江町59番地の１
債務者　株式会社共栄水産
代表者代表取締役　谷村　正彦
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　陽一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午前10時
大津地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２２６号
新潟市北区須戸４丁目６番地14、前住所新潟市北区彩野２丁目５番地７
債務者　土佐　勇人
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　酒井　　龍
４　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２７号
兵庫県高砂市高砂町浜田町２丁目15番19号
債務者　野村　富三
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　文造
４　破産債権の届出期間　平成28年８月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０４号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1267番地１
ゴールドキャッスル505
債務者　兼城　隼人
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　城間　　博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３８７号
北九州市八幡西区則松６丁目15番28号（202号）
債務者　石井　　隆
１　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目45番11―１号
債務者　田中裕一郎
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧瀬祥一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時35分
５　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
北九州市八幡西区西折尾町20番12―412号
債務者　古賀　一寿
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷川　　啓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部